

第六号様式別表四の三(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

均等割額の計算に関する明細書				事業年度	： ：		法人名				
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細					市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称 (外 箇所)	所 在 地			
								市 町 村			
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数		当該事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動						
区 市(町村)		月	人		異 動 区 分	異 動 年 月 日	名 称	所 在 地			
特別区内における従たる事務所等					設 置	・ ・					
所 在 地		名 称 (外 箇所)	月数	従業者数の 合計数	廃 止	・ ・					
1	千代田区			人	旧の主 たる事 務所等	・ ・ (月)					
2	中 央 区										
3	港 区										
4	新 宿 区										
5	文 京 区				均 等 割 額 の 計 算						
6	台 東 区				区 分		税 率 (年 額) (ア)	月 数 (イ)	区 数 (ウ)	税額計算 (ア)× $\frac{(イ)}{12}$ ×(ウ)	
7	墨 田 区				特別区 のみに 事務所等 を有する 場合	主たる 事務所等 所在の 特別区	事務所等の 従業者数 50人超 ①			円 0.0	
8	江 東 区						事務所等の 従業者数 50人以下②			円 0.0	
9	品 川 区					従たる 事務所等 所在の 特別区	事務所等の 従業者数 50人超 ③			円 0.0	
10	目 黒 区						事務所等の 従業者数 50人以下④			円 0.0	
11	大 田 区				特別区 と市町村 に事務所等 を有する 場合	道 府 県 分⑤				円 0.0	
12	世田谷区					特別区(市町村分)	事務所等の 従業者数 50人超 ⑥			円 0.0	
13	渋谷区						事務所等の 従業者数 50人以下⑦			円 0.0	
14	中 野 区									円 0.0	
15	杉 並 区				納付すべき均等割額 ①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦ ⑧						
16	豊 島 区										
17	北 区										
18	荒 川 区										
19	板 橋 区										
20	練 馬 区										
21	足 立 区										
22	葛 飾 区										
23	江戸川区										
合 計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)					備 考						

第6号様式別表4の3記載要領
この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付すること。